

## 第1次変更における主な変更点

### 1. 景観法の一部改正に伴う引用条項の変更

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、景観法が一部改正されたことから、景観法を引用している箇所を変更しました。

変更箇所 目次、P4、P13、P17、P18

- ①景観法第8条第2項第2号 → 景観法第8条第3項
- ②景観法第8条第2項第3号 → 景観法第8条第2項第2号
- ③景観法第8条第2項第4号 → 景観法第8条第2項第3号
- ④景観法第8条第2項第5号イ → 景観法第8条第2項第4号イ

### 2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項の変更

山梨県屋外広告物条例が、平成24年3月30日に一部改正されたことに伴い、山梨県屋外広告物条例を引用している箇所を変更しました。

変更箇所 P18～P19

- ①第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を、第2種禁止地域から第1種許可地域に変更
- ②第1種許可地域における道標・案内看板の表示面積を、1.5㎡から2㎡に変更
- ③第2種許可地域における道標・案内看板の表示面積を、1.7㎡から2㎡に変更

### 3. 武田神社及び山梨大学周辺地区景観形成基本計画の追加

武田神社及び山梨大学周辺地区景観形成基本計画は、地区における景観形成基準の方針を示すものであり、地区住民の皆様、山梨大学及び本市が協働で取り組んだアンケートやワークショップ等の活動に基づき作成しました。

追加箇所 P54～P67

### 4. 中道地区景観計画の追加等

中道地区景観計画は、地区の特性に応じた、きめ細やかな規制・誘導を図るための計画であり、地区住民の皆様と本市が協働で取り組んだワークショップ等の活動に基づき作成しました。

当該計画には、中道地区景観形成基準を定め、一定規模を超える行為を届出対象とし、届出の内容について、本市全域における景観形成基準と併せ、必要に応じて指導・助言を行います。

追加箇所 P119～P122

また、中道地区景観計画の追加に伴い、中道地区に建築物を建築等する場合の届出対象基準を変更しました。

平成25年5月31日まで、高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの



平成25年6月1日から、高さ10m又は建築面積200㎡を超えるもの

変更箇所 P13